土木交通・警察・企業常任委員会資料1
令和元年（2019年）10月4日
滋賀県企業庁

令和元年度9月補正予算（滋賀県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）関連）
債務負担行為に係る期間および限度額

変更

（単位：千円）

事項	区分	期間	限度額	費用支出年度区分		事業費計	理由
				R元年度 ①	R2年度以降 ②	①＋②	
水道用水建設事業（吉川浄水場耐震対策その1工事）	補正前	令和2年度から令和4年度まで	4,619,130	0	4,619,130	4,619,130	施工計画の精査により、洗浄排水池の整備等の関連する土木工事を一体的に施工することで、事業の進捗が図れることから、債務負担行為を増額したい。
	補正後	令和2年度から令和4年度まで	5,644,000	0	5,644,000	5,644,000	
水道用水改良事業（水口浄水場排水処理設備更新工事）	補正前	令和2年度	675,000	1,000	675,000	676,000	施工計画の精査により、関連する電気設備の更新を併せて行うことで、効率的な事業実施が図れることから、債務負担行為を増額したい。また、必要な工期を確保するため、債務負担行為の期間を延長したい。
	補正後	令和2年度から令和3年度まで	935,000	1,000	935,000	936,000	